



# 序章

## はじめに



## 1 計画の目的と見直しの背景

### 1-1 緑の基本計画とは

本計画は、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるもので、『緑の目標』、『緑の方針』、『緑の施策』などの事項を総合的かつ計画的に実施するための指針となるものです。

本計画に基づき、本市の豊かな緑の保全、緑化の推進及び都市公園の適正な維持管理等を図ることで、緑を活かしたまちづくりの推進を目的としています。

### 1-2 本計画の緑とは

本計画の緑には、樹木や草花等の植物のほか、樹林地、草地、水辺、公園、広場等の緑被地やオープンスペース、動植物などの生き物が生息し、自然と人が共生する環境やその恩恵、人との関わりによる文化や歴史等、多様な要素が含まれます。

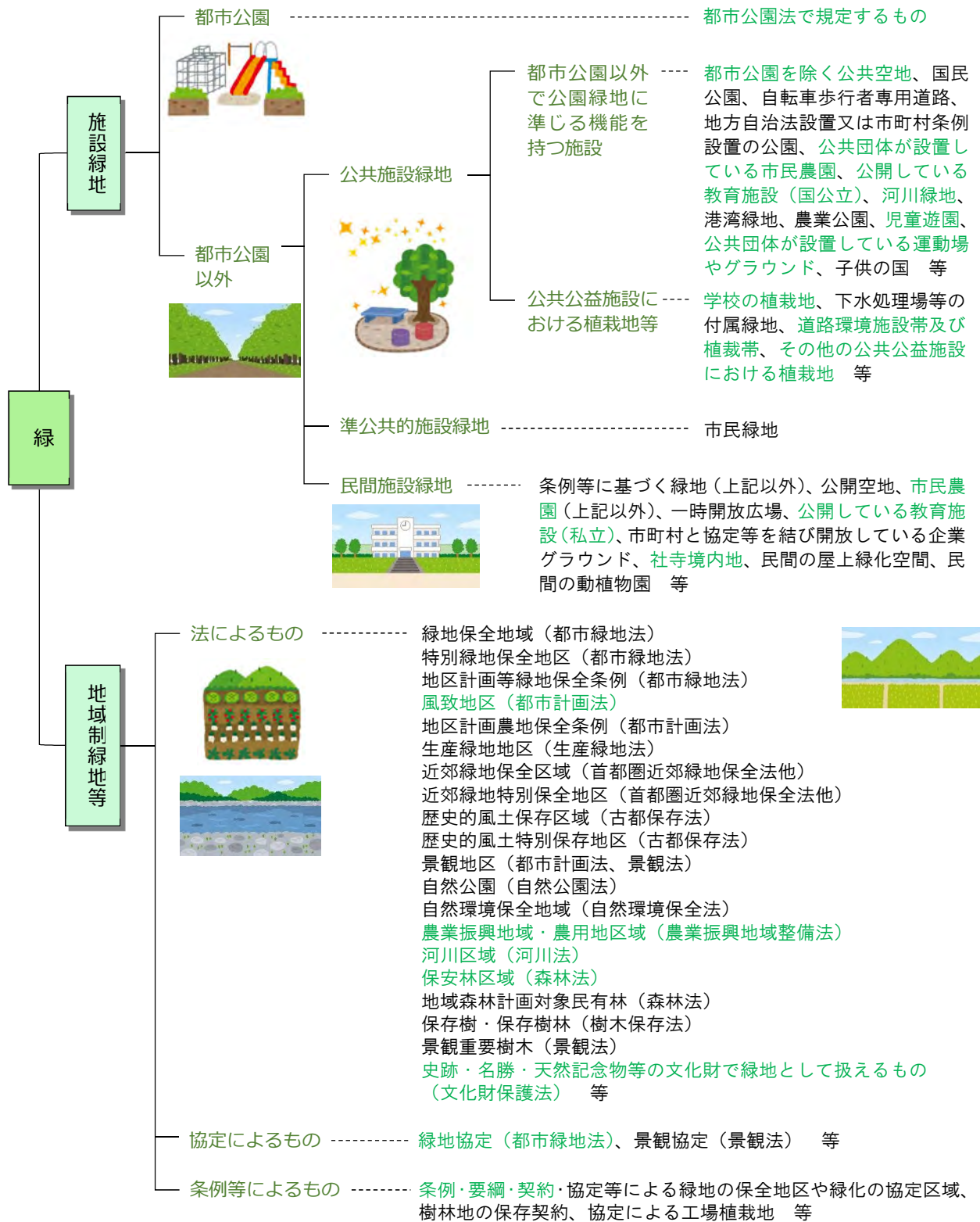
また、緑は私たちが快適で安全な生活を実現する上で重要な役割を担っています。わたしたちの暮らしと緑の関わり、そして本計画で示す緑のイメージを下図に示します。



図 岐阜市みどりの基本計画における「緑」のイメージ



本計画で対象とする「緑」は、大きく「施設緑地<sup>※1</sup>」と「地域制緑地等<sup>※2</sup>」の2つに区分されます。施設緑地は都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地に区分され、地域制緑地等は法によるもの、協定や条例等によるものに区分されます。具体的な体系図<sup>※3</sup>を下記に示します。



※ 緑文字で示した制度等は本市において現在施行されている制度です。

※1 施設緑地は、都市公園や公共・民間の施設として利用できる緑地です。

※2 地域制緑地等は、法律や協定、条例等により、一定の範囲（区域）を制度的に担保する緑地です。

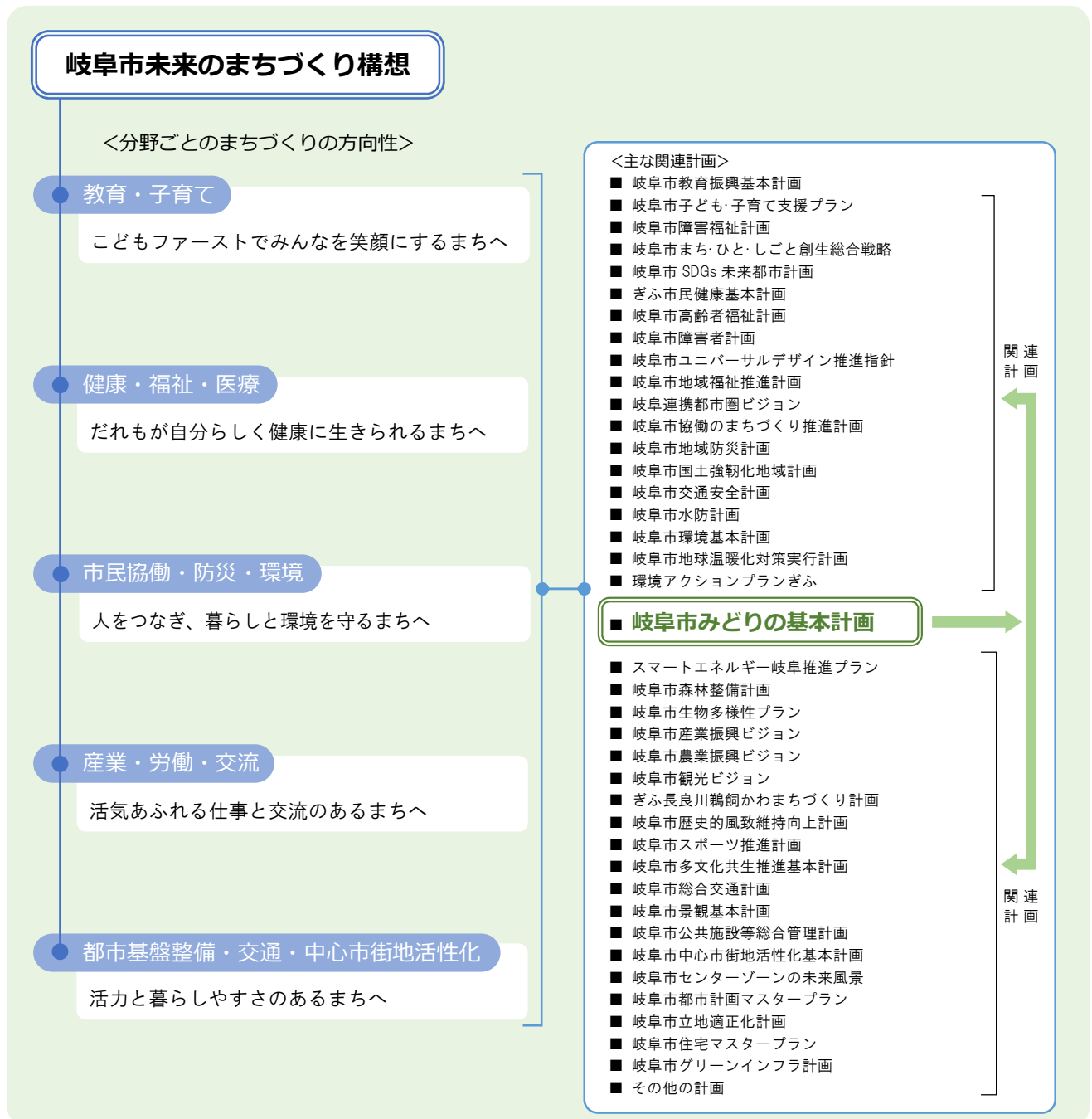
※3 「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」より一部引用

### 1-3 計画の状況

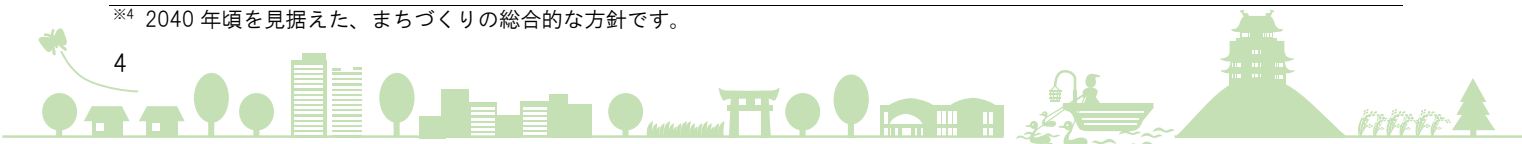
本市では、平成7年度に「緑の基本計画」を策定し、本計画に基づいて緑地の保全及び緑化の推進に努めてきました。その後、「岐阜市都市計画マスタープラン」の策定や社会情勢の変化に対応するため、平成21年度に「緑の基本計画」の見直しを行っています。

### 1-4 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの総合的な方針を示した「岐阜市未来のまちづくり構想<sup>※4</sup>」を上位計画とし、「岐阜市都市計画マスタープラン」「岐阜農業振興ビジョン」「岐阜市環境基本計画」「岐阜市景観基本計画」等の諸計画と関連した計画となっています。



※4 2040年頃を見据えた、まちづくりの総合的な方針です。



## 1-5 計画期間

本計画期間は、令和3年度から令和17年度までの15年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況、新たな課題等にも柔軟に対応するため、必要に応じて計画期間内に本計画の見直しを行います。

## 1-6 緑を取り巻く社会情勢

本計画は、社会情勢の変化や国・本市等の動向を踏まえ、見直しを行っています。

### (1) 社会情勢の変化

#### ① 人口減少、高齢社会の到来

本市では、平成18年1月1日の旧柳津町との合併以前から、人口は減少傾向にあり、将来の人口も現状傾向のまま推移した場合は、さらなる人口減少や、高齢化が進行します。人口減少・高齢社会を踏まえた緑の保全や維持管理が求められています。

#### ② 環境問題

地球温暖化に伴う大雨の強度・頻度の増加、台風の激化等により、水災害、土砂災害等の頻発・激甚化といったリスクの増加が懸念され、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。緑が有する防災・減災への役割など、安全・安心への期待が高まっています。

#### ③ 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」に基づき、緑を活用したまちづくりにおいても、経済・社会・環境における持続可能な取組を推進していく必要があり、SDGsの達成が期待されています。



### 持続可能な開発目標（SDGs）とは

平成13年に策定された「ミレニアム開発目標」（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



出典 環境省「すべての企業が持続的に発展するために」

## (2) 国の動向

### 都市農業振興基本法（平成27年制定）

#### 農と住の調和したまちづくりの方針

「農産物供給」「環境保全」「景観形成」など、都市農業の多様な機能が再評価され、都市農地は貴重な緑として「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。農地の緑の有する多様な機能の発揮が期待されています。

また、同法に基づき、平成28年に国において、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針などを示した「都市農業振興基本計画」が定められました。



市内の農地

### 国土形成計画（平成27年間議決定）

#### グリーンインフラの取組

「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の1つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

多面的かつ複合的な機能を持つ「緑」を、安全で快適な都市の環境を守り、まちの魅力を高める、まちづくりに欠かせない重要な社会基盤「グリーンインフラ」として位置づけ、地域課題等に対応し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることが重要であるとされています。



市内公園の植栽帯

### 都市公園法（平成29年改正）

#### 管理運営の民間活力導入方針

公園の維持管理や活性化について、民間活力による新たな都市公園の管理手法が創設されました。民間事業者による公共還元型の収益施設の公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されたほか、都市公園に保育所などを含む「社会福祉施設」が設置可能となる等、民間のビジネスチャンスの拡大が期待されるなか、公園の魅力向上のため、民間事業者やNPOなどの各種団体、地域団体との連携や協働に取り組むことが期待されています。



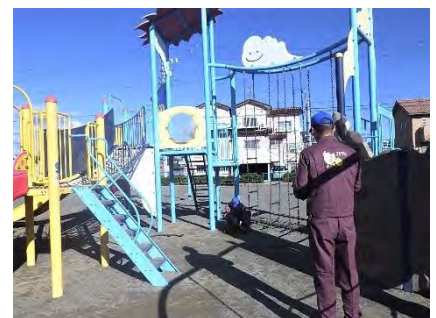
指定管理者による  
岐阜ファミリーパークの魅力向上の取組

### 都市緑地法（平成29年改正）

#### 公園施設の適正な維持管理の方針

「緑の基本計画」の記載事項（都市公園の管理の方針、農地の緑地としての政策への組み込み）の拡充や、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充が示されました。

本市では、公園の老朽化、財政制約などを背景に、ストックの適正管理の重要性が高まっているなか、「岐阜市公園施設長寿命化計画」において、都市公園における安全性の確保やライフサイクルコスト削減を図りながら、維持管理を効果的に推進することが期待されています。



遊具の点検状況



## 都市再生特別措置法（令和2年改正）

### 「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

人口の減少や社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力向上させるため、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出の取組を支援する制度が創設されました。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す区域内の都市公園において、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出や、まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進に取り組んでいます。



出典 国土交通省「まちなかうォーカブル推進プログラム」

## ニューノーマルに対応した新たな都市政策（中間とりまとめ報告書 令和3年）

### 都市アセットの最大限の利活用による人間中心・市民目線、機動的なまちづくりへ

新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、人々の生活様式が大きく変化したことに伴い、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化し、「働く」、「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化しています。

このような中、目指すべきまちづくりの方向性として、市民一人ひとりのニーズに的確に応えることや、ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施することが重要であり、地域の資源として存在する官民のストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応じていくための取組を進めていきます。



出典 国土交通省ホームページ

## (3) 市の動向

### 岐阜市立地適正化計画（平成29年策定）

#### 「コンパクト・プラス・ネットワーク」

将来の人口減少と少子高齢化を見据えた健康で快適な生活を確保し、持続的な都市経営を推進するための計画が示されています。住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の便民施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行うものです。

公園においても配置や誘致距離、周辺環境等から公園の必要性を考察し、コンパクトシティの実現に取り組んでいきます。



出典 国土交通省「立地適正化計画の概要」

### 岐阜市中心市街地活性化基本計画（平成30年策定）

#### 中心市街地全体のにぎわい創出・活性化

岐阜市中心市街地活性化基本計画は、中心市街地の活性化とにぎわいの創出を目指す計画であり、エリアの空間需要を喚起し、投資が起こる持続可能なまちを目指しています。

中心市街地に位置する金公園では、人の流れが集まる魅力的な市民の憩い・にぎわいの場にふさわしいことから、“まちの憩い・賑わい・交流拠点”として、『岐阜市のセントラルパーク』としての公園リノベーションを図ります。



公園を活用したイベント（金公園）

## ❁ 岐阜市センターゾーンの未来風景（令和2年策定）

### センターゾーンの未来を見える化

岐阜市センターゾーンの未来風景は、市民をはじめ、多くの方々に、岐阜駅周辺から岐阜公園までをつなぐセンターゾーンの未来に関心を持っていただくきっかけづくりとともに、民間活力・投資の誘発やまちなか居住のさらなる誘導を図るため、概ね10年先の未来における緩やかな方向性をわかりやすく見える化したものです。

駅周辺エリア、柳ヶ瀬エリア、つかさのまちエリア、岐阜公園エリアの4つのエリアの個性を際立たせながら、センターゾーン全体をさらに魅力ある空間へと導いていきます。



岐阜市センターゾーンの未来風景  
（イメージ）

## ❁ 岐阜市農業振興ビジョン（令和3年策定）

### 多様性ある農業の持続的発展

岐阜市農業振興ビジョンは、中長期的な視点に立った農業振興のための指針として、本市の多様な形態での農業経営を次世代に繋いでいくための今後の振興策や、市街化区域内農地を含めた農地の保全や活用策を示したものです。

岐阜市における農業経営の多様性を生かし、中核市である本市の都市基盤を背景とした持続的な農業の発展を目指していきます。



市内の農地

## ❁ クアオルト健康ウォーキング

### 誰もが身近・手軽に参加できるウォーキングをはじめとした健康づくり

クアオルト健康ウォーキングは、ドイツのクアオルト（健康保養地）で自然の地形や風などを活用して行われている運動療法を基に考察された健康づくりのためのウォーキングで、岐阜市ならではの景観や豊かな自然を楽しむ2つのウォーキングコースを、「クアの道」として整備しています。

市民の健康の増進及び本市における交流人口の拡大に向けて、ウォーキングの普及促進、「クアオルトぎふ」の魅力づくりを図るための取組を実施していきます。



クアオルト健康ウォーキング（岐阜公園）







## グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）とは

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本市においても、本計画に示したグリーンインフラの取組に関する方向性を示した「岐阜市グリーンインフラ計画」に基づき、CO<sub>2</sub>吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸透等による防災・減災、健康でゆとりある生活空間の形成、SDGsに沿った環境と経済の好循環に資するまちづくりなど、様々な地域課題に対応しながら、緑地の保全や緑化の推進に取り組んでいます。



出典 国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」

### 岐阜市の取組事例

#### ① ふれあい花壇

市民による花壇づくりのグループが市民自らの手で地域にあった花飾りを行っていただき、潤いとやすらぎのある健康な地域づくりを推進しています。また、活動の充実化や団体間の交流を図るため、ふれあい花壇団体交流会を実施しており、地域における良好な景観形成や、健康・レクリエーションの増進、地域振興にも寄与しています。

#### ② 本郷町ケヤキ並木

延長 560mにわたって車道と側道との間の植樹帯に約 100 本のケヤキが植栽されており、車道から歩道までを覆う緑のトンネルとして岐阜市を代表する街路となっています。

豊かな自然環境の保全・活用による潤いのある快適な都市空間を形成しています。ケヤキ並木は、親しみ、潤い、安らぎなど特有の効果とともにヒートアイランド現象の緩和や災害時における延焼防止による防災効果のほか、地域住民が行う落ち葉の清掃活動を通して、地域コミュニティの形成や地域振興にも寄与しています。

##### ～地域の取組～

平成 15 年度 本郷町ケヤキ通りまちづくり協議会設立  
平成 30 年度 地域主催による「ケヤキ祭り」を開催  
その他、落ち葉時期には協議会等による落ち葉清掃を実施しています。

##### ～これまでの主な表彰等～

平成 6 年度「新・日本街路樹 100 景」（読売新聞社）  
平成 11 年度「大気環境木のある風景 10 選」（岐阜県）  
平成 12 年度「第 20 回 緑の都市賞 内閣総理大臣賞」（都市緑化機構）



地域住民により設置された  
本郷町ケヤキ通りの案内

## 1-7 緑の機能

緑は、地球温暖化防止や生物多様性の保全など、直接的な機能に加え、市民の活動や憩いの場として社会生活の中で形成される間接的な機能など、多様な機能を有しています。

本計画では、緑の機能を大きく以下の4つに整理し、緑を活かしたまちづくりに取り組んでいきます。

### (1) 環境保全

樹木や街路樹などの緑は、二酸化炭素吸収源であり、蒸発散効果などによる地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和など、環境への負荷の低減に資する機能を有しています。また、山や川などの緑は、様々な生き物の生息空間となっており、生物多様性を支えています。

### (2) レクリエーション

公園や緑地は、運動やスポーツの場として、私たちの健康増進に資する機能のほか、様々な余暇活動の場として、安らぎなどの効果を有しています。また、子どもが自然とふれあい、遊べる場を提供し、子育てや環境教育にもつながります。

### (3) 防災

公園や緑地などのオープンスペースは、災害時における避難路、避難地としての重要な役割を担い、都市の安全性を向上させます。また、公園や広場などのまとまったスペースや樹木などの植栽は、火災発生時の延焼遮断効果や、危険な自然現象を軽減する物理的な緩衝材等となり、災害を低減します。また緑地は貯留浸透機能を有しており、水害の被害を軽減します。健全な生態系は、安全で豊かな生活の営みや、防災・災害リスクの低減にもつながります。

### (4) 景観構成

市街地を取り囲みその背景となる緑地、社寺境内などの郷土景観を形づくる緑地、市街地内のランドマーク、シンボルとなる緑地は、特色あるまちづくりに資する機能を有しています。また、公園の樹木や街路樹などの緑は、移ろいゆく季節に応じてまちに彩りを添え、まちの印象を向上させます。



### 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）とは

近年、世界的に自然災害の発生が増加傾向にある中、安全で豊かな生活を営むために、人と自然との関係を再構築していくことが求められており、健全な生態系が有する防災・災害リスクを低減させる「Eco-DRR」という考え方が注目されています。

国際的にも、生態系がもつさまざまな機能を社会づくりにも積極的に活用する取組が広がっており、欧州連合（EU）では生態系を、暮らしを支える社会資本「グリーンインフラストラクチャー」と捉え、ネットワーク化して計画的に活用しています。



出典 環境省「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) 適応策の検討」



## 2 緑の基本計画 改定のポイント

### 2-1 改定のポイント

本計画の改定のポイントを以下に示します。

ポイント

1

#### 緑の保全

- 🍃 重点的に緑化を推進する“都市の軸”の形成、市街地内緑地の保全、保全手法の検討
- 🍃 生物多様性に配慮した緑地保全ネットワークの形成
- 🍃 農地の保全と活用、都市と農地が共存する新たな緑のまちづくりの検討



市街化区域内の農地（島地区）

ポイント

2

#### 公園整備、利活用推進

- 🍃 岐阜市立地適正化計画の反映（居住誘導区域等への優先的な公園再生整備、パークマネジメント推進）
- 🍃 民間活力等を含めた多様な賑わい拠点の整備、公園運営の方向性の位置づけ
- 🍃 災害時に役立つ緑の配置と活用



公園内のグリーンカーテン（岐阜ファミリーパーク）

ポイント

3

#### 都市緑化推進

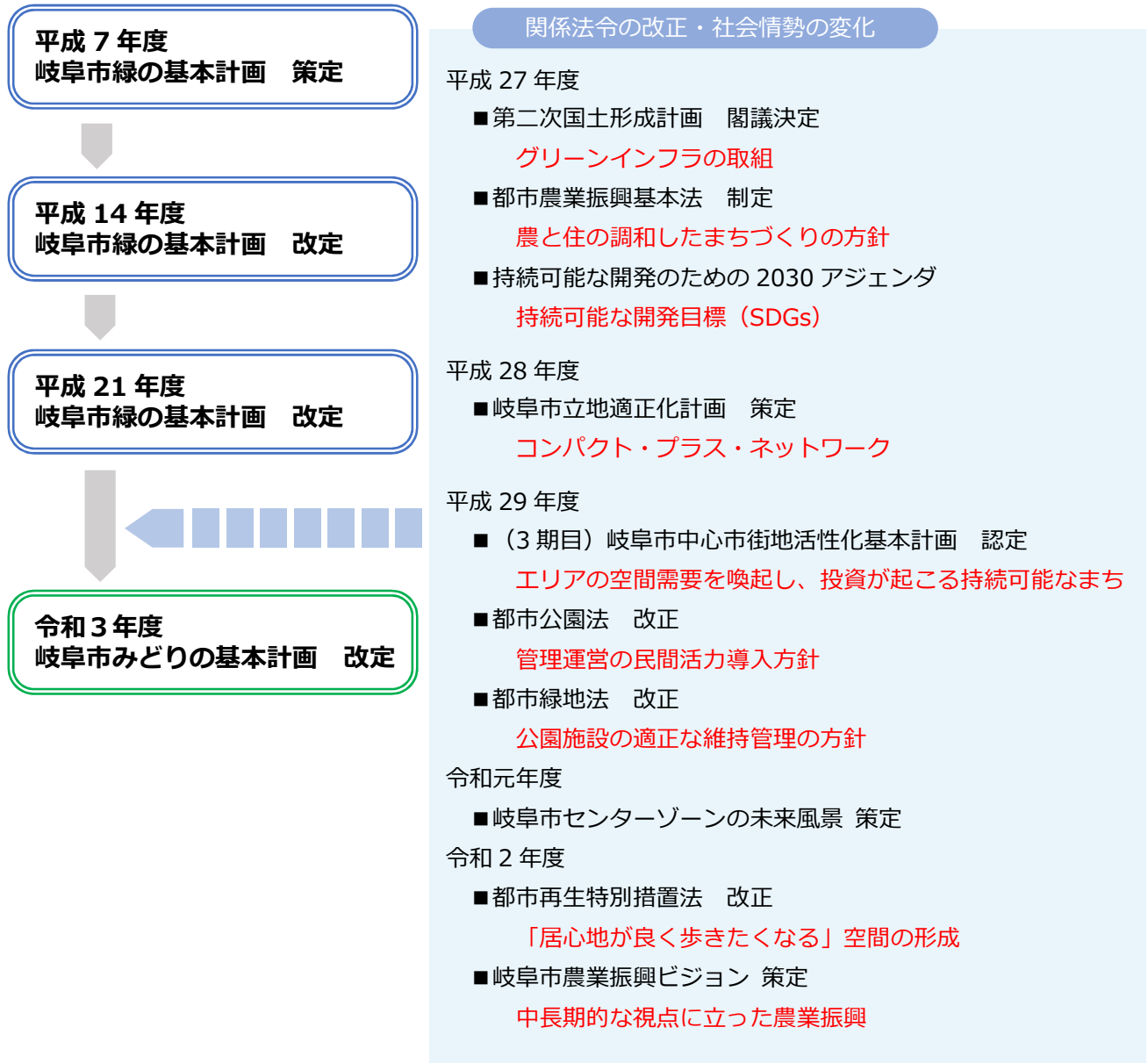
- 🍃 まちなか緑化推進における効果的な緑化施策・官民連携による緑化手法の検討
- 🍃 緑化活動団体の育成や支援、継続性のある組織づくり
- 🍃 現況緑化事業の評価と継続の有無



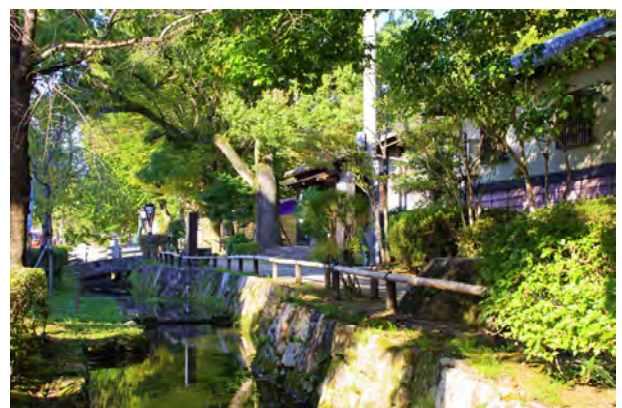
公園内の花壇（加納公園）

## 2-2 改定の経緯

本市では、平成7年度に本計画を策定して以降、関係法令の改正や社会情勢の変化に対応しながら改定を進めています。



長良川（鵜飼い大橋）



岐阜公園

